

カ、遺伝子 (DNA) の影響

『 がんのリスクは DNA 損傷に関わりがあり、それは成長と発達に関わる遺伝子の青写真を変える。DNA が傷つくと(遺伝子が傷つくと)、これらの傷ついた細胞が死なない危険性がある。むしろ、傷ついた DNA で自身を再生産し続けるだろう。これは、がんが発生する必須条件の一つだ。DNA 修復の減少も、このストーリーの重要な部分だ。DNA の修復率より DNA 損傷率が多くなると、遺伝子変異を保ち、がんを開始する可能性がある。ELF と RF がどのように遺伝子と DNA に影響を与えるのかを、調べた研究は重要だ。なぜなら、がんにつながる可能性があるからだ。

10年前でさえ、非常に弱い ELF 場と RF 場は、DNA と細胞の働き(または細胞損傷や、正確に働かなくなること)に全く影響がないだろう、とほとんどの人が信じていた。その主張は、これらの弱い電磁場が損傷を起こすほどの十分なエネルギー(物理的に十分に強くない)をもっていない、ということだった。しかし、私たちが既に知っているように、エネルギーは損傷を起こす重要な要因でなく、様々な方法がある。例えば、毒性化学物質への曝露は損傷を引き起こすことができる。体内のホルモンバランスを含む、繊細な生物学的過程のバランスを変えることは、細胞を傷つけたり破壊したりすることができ、病気を発生させることができる。実際のところ、数多くの慢性疾患は、加熱作用を全く必要としない、この種の損傷に直接結びつく。細胞コミュニケーション(細胞が互いに作用する)の妨害は、直接、がんを引き起こすか、早く成長するためにすでに存在しているがんを促進させる。』(17 頁)

『 ヨーロッパの研究プログラム(REFLEX)は、DNA の実験で正常な生物学的機能の多数の変化を証明した(3)。これらの結果で重要なのは、遺伝子や DNA でこれらの変化が起きた時、人間の健康リスクが発生するかどうか、という疑問に直接結びつくことだ。この大規模な研究努力は、1ダース以上の異なった研究結果から電磁場影響に関する情報を生み出し

た。』(18 頁)

『 ELF と RF 被曝はどちらも、現在の安全限度値よりも低い被曝レベルを含む一定の被曝状況下で、遺伝子毒性(DNA を傷つける)がある、と考えることができる。』(18 頁)

キ、ストレスたんぱく質(熱ショックたんぱく質)の影響

『 非常に弱い ELF と RF 被曝は、ストレスたんぱく質を作る細胞を発生させる。それは、ELF と RF 被曝を有害なものとして細胞が認識したことを意味する。これは、科学者が ELF と RF 被曝が有害なことを証明する重要な方法で、その影響は現在の公衆安全基準より遥かに低いレベルで発生する。』(19 頁)

『 防御反応を活性化する生物学的経路は、ELF も RF 被曝も同じで、非熱効果だ(非熱効果は、体温上昇や電流誘導を起こさず、そのため熱効果から防護に基いた安全基準は、的外れで防御できない)。わずか5~10mG の ELF 被曝レベルが、ストレス反応遺伝子が活性化することを示してきた(セクション6、表2)。SAR 値は生物学的なしきい値や量の適切な尺度ではなく、安全基準の根拠として使われるべきではない。SARは熱損傷に対して規制するだけだからだ。』(19 頁)

ク、免疫系の影響

『 免疫系は、侵入する微生物(ウィルス、バクテリア、その他の外部の分子)に対するもう一つの防御だ。それは、病気、感染症、腫瘍細胞から私たちを守る。数多くの種類の免疫細胞が存在する。それぞれの細胞のタイプは特定の目的があり、体が有害だと確認した、さまざまな曝露から体を守るために働き始める。

現在の公衆安全基準で認められたレベルで、ELF と RF 被曝が、炎症性反応、アレルギー反応、正常な免疫機能の変化を起こすことが可能だ、という十分な証拠がある。』(19 頁)

『 測定できる生理学的変化(たとえば、皮膚のマスト細胞の増加は、アレ

アレルギー反応や炎症性細胞反応の指標だ)は、非常に弱い ELF や RF によって誘発される。ELF や RF によって活性化するマスト細胞は、アレルギー性皮膚反応の症状を起こす炎症性化学物質を放出し、破壊(脱顆粒反応)する。

携帯電話やコンピューター、ビデオ・ディスプレイ・ターミナル、テレビの使用、その他の発生源から生じるレベルの ELF や RF への被曝が、これらの皮膚反応を引き起こすという非常に明白な証拠がある。皮膚の敏感性での変化は、皮膚生検法によって測定されており、その結果は注目に値する。これらの反応のいくつかは、日常生活の無線技術への被曝と同等のレベルで起きる。』(20 頁)

『 これらの臨床的発見は、電磁波過敏症の人の報告の説明になるだろう。電磁波過敏症は、どんなレベルの ELF や RF 被曝にも耐えられない状態だ。十分な科学的評価(管理された状況下で、もしそれが可能なら)はまだないが、多数の国からの個々の事例に基づく報告はおそらく人口の3~5%を電磁波過敏症と概算し、大きな問題になっている。多種化学物質過敏症(訳注:身の回りの微量な化学物質に反応し、体調を崩す症候群)のような電磁波過敏症は、発症者を無力にし、発症者は仕事や生活環境で徹底的な変化を求められ、大きな経済的損失と個人の自由の消失に悩まされる。スウェーデンでは、電磁波過敏症は完全な機能的損傷として公式に認められている』(20 頁)

ケ、信頼できそうな生物学的メカニズム

『 信頼できそうな生物学的メカニズムは、弱い RF や ELF 被曝について報告されたほとんどの生物学的影響の論理的な説明になることを、私たちは既に確認した(遺伝子毒性につながるフリーラジカルからの酸化ストレスや DNA 損傷。非常に低いエネルギーで分子メカニズムは、病気につながるようだ。たとえば、酸化損傷につながる電子移動率の影響、突然変異と異常な生合成に結びつく DNA 活性)。』(21 頁)

『 中枢神経系への ELF からの損傷を伴う病気とがんについて、DNA を傷つけるフリーラジカルの作用による酸化ストレスは、信頼できそうな生物学的メカニズムだ。』(21 頁)

コ、電磁波の治療的使用

『 一定の種類電磁場治療が実際にケガを治すことができると知ると、大勢の人が驚く。』(21 頁)

『 電磁場は、現在の公衆被曝基準より遥かに低いエネルギーレベルで、病気の治療に有効性があることを示してきた。これは明らかに疑問につながる。科学者は、体を治すことを証明する電磁場治療を利用する一方で、電磁場被曝の有害影響をどのように議論することができるのか？

医学的状態は、現在の公衆衛生基準より低いレベルの電磁場を使って治療に成功した。これは、体が弱い電磁場信号を認識し、反応することを証明する方法の一つだ。そうでなければ、これらの医学的治療は働くことができない。FDA(訳注:米国食品医薬品局)は電磁場の医学的治療装置を承認しているので、明らかにこの逆説に気づいている。』(21 頁)

サ、小括

以上のとおり、本報告は、電磁波による現実に発生している被害と、その発生のメカニズムまでの明らかにしたのである。

この報告が全面的に否定されることはありえず、今後の研究の進展によってこの報告が正しいと証明されていくであろう高い蓋然性が存するのである。

以上の検討の結果として、当然のことであるが、すでに指摘したとおり大分地裁判決はこの報告を全面的に正しく理解していないことが明らかである。

(6) 電磁波による臨床的、生物学的影響はすでに確立されている。

以上のとおり、煩をいとわず、詳細な検討を行った。

控訴人らは、結論は自明だと考えている。現在の基準値よりはるかに低い

電磁波のレベルで、しかもそれは実際に携帯電話基地局から原告らに到達している電磁波の曝露量、あるいは携帯電話そのものの使用による曝露量によって、人は健康被害をもたらす生物学的影響を受けている事実はすでに充分証明されている、という結論である。「被控訴人ら(総務省もまた)それを否定する科学的証拠を持っていない」ということが現時点ですでに明らかなのである。

これらの研究成果を否定し、「生物影響と健康に有害な影響が発生しない下限がわかるまで」被控訴人の本件操業を許し、控訴人らを人体実験のモルモットとすることを容認することは明らかに誤っており、「愚か」なのである。

10、被控訴人の反証の程度

(1) 被控訴人の反証の概要

これまで述べてきたような控訴人らの立証に対して、被控訴人の主張は、本件中継基地局からの電波が、電波防護指針をふまえた電波法施行規則第21条の3が定める基準値(以下「電波防護指針値」という。)を下回っているから安全だ、というものである。

そして、その根拠としては、主に

- ① 電波防護指針がその策定経緯から信用できること
- ② 総務省及び生体電磁環境研究推進委員会の見解
- ③ 国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)の見解
- ④ WHOの見解

を上げている

また、原告が証拠として提出している研究結果に対する反証として、

- ⑤ 野島俊雄の証言及び意見書

を上げている。

被控訴人の反証としては、ほぼ上記の5点にまとめられるところであるが、このいずれも控訴人らの上記立証を覆すものではない。

(2) 電波防護指針値が安全値ではないこと

ア、電波防護指針策定のメンバー

そもそも、電波防護指針の答申をした電気通信技術審議会委員は、19人の委員の内、3名が電話会社の役員、3名が放送関係者、4名が家電メーカーの役員、1名は移動無線関係団体の顧問と、その半数以上が、電波の利用を推進したい立場にいる委員で構成されている。

そのような委員会が、健康被害を優先して電波防護指針を提案するはずがなく、できる限り電波の利用可能な範囲を広くする方向で検討したのが電波防護指針なのである。

まさにバイオイニシエイティブ報告が次のとおり指摘していることが正しいことの典型的実例なのである。

「いくつかの団体は、現在の（その不適切な）基準を緩めるよう、実際に勧告している。なぜ、こんなことが起きたのか。理由の一つは、ELFとRFの被爆制限が、「伝統的に勧告を作ってきた専門機関に属する科学者と技術者の団体によって作られ、政府機関がそれらの勧告を採用してきたことだ。基準設定のプロセスは少なく、たとえあったとしても利害関係がある外部の専門的技術者や商業上の関心と密接に結びついた利害関係者から提供される。公衆衛生の専門家が定めたものを受け入れるというよりは、許容できるリスクと有害さの証拠に関する企業見解の影響力が最も大きい。」

イ、電波防護指針の目的

電波防護指針が電波の利用可能な範囲を広くする方針の下でなされたことは、答申の冒頭に書かれた「はじめに」にも現れている。

「はじめに」は、「近年の社会・経済活動及び情報化の著しい進展に伴い、電波利用分野における需要は高まる一方である。」という一文から始まり、様々な分野で電波が利用され、生活の中で電波を幅広く利用することの必要性を長々と論じている。

そして、その後に、「電波が、生体に好ましくない影響を及ぼすの

ではないかという不安や疑問が提起されている」と述べ、電波の危険性が単なる不安感に過ぎないかのような表現をした上で、「我々の日常生活の範囲においては非常に弱いエネルギー分布であり、懸念されるような生体作用が起きることはほとんどないと考えられている。」として、電波の健康被害は考慮するに値しないということを述べているのである。

ここまでの文章からしても、電波防護指針が決して「電磁波の危険性から健康を守る」という視点ではなく、国民の不安を押さえ込める範囲で、「電波をできる限り多く利用する」という視点から定められたことは明らかである。

ウ、電磁波の熱作用しか考慮していないこと

電波防護指針については、その策定に際して、「電波防護指針において対象とする電磁界の生体作用は、熱作用、刺激作用に限定した。」(乙10・14頁)と明言している。

そして、その理由を、「熱作用、刺激作用以外のその他の作用については、生体内の現象と関連した状態で確認されたものではなく、人の健康に支障を及ぼすという事実も示されていない。」(同頁)として、非熱作用については人の健康を害することを示した研究結果がないかのような説明している。

しかし、この答申が出された平成2年6月25日の時点でさえ、非熱作用による健康被害の研究結果は十分に存在していたのであり、そうであるにもかかわらず、上記のような表現をしていることが、電波防護指針が決して「電磁波の危険性から健康を守る」という視点ではないことを示している。

そして、この答申が出された平成2年以降、既に詳細に述べたとおり、電磁波の非熱作用による健康被害についての研究結果が山のよう

エ、バイオイニシエイティブ報告書の指摘

前述のとおり、バイオイニシエイティブ報告書は、アメリカ、オーストリア、デンマーク等の複数の国から参加した14人の科学者、公衆衛生と公衆政策の専門家によって、電磁場の科学的証拠を立証するために書かれたものである。さらに、作成者以外の12人の外部の評者が調べ、報告書を精緻なものにしている（甲159の2・4頁）。

同報告書については、欧州議会において「電磁場に関するバイオイニシエイティブ国際報告を大いに考慮する。」と高く評価し、携帯電話の厳しい安全基準を勧告することを採択した（甲213）。

また、フランスで基地局の撤去を命じたベルサイユ控訴院判決においても、同報告書について、「提出者についてはその大学称号と過去の業績が真面目さを証明しており」と、その作成メンバーの信用性を認めている（甲210の1）。

このように、同報告書は、非常に高い信用性があり、各地で高く評価されているものである。

このバイオイニシエイティブ報告書（甲159の1、2）では、「現在の公衆衛生基準の問題」として「過去数十年間、加熱作用（または誘導電流）が全く発生しないはるかに弱いレベルのRFとELF被曝で、生物影響やなんらかの有害な健康影響が起きるという論理的な疑いを考えずに、限度値は設定されてきた。いくつかの影響は、加熱作用が不可能な現在の公衆安全限度値の数十万分の一で発生することが示された。」（同7頁）と述べた上、「熱制限は時代おくれで生物学に基づいた被曝基準が必要だ」（同8頁）とまで述べている。今や、電磁波の非熱作用による健康被害が存在することは、世界の常識となっているのである。

オ、小括

したがって、「熱作用、刺激作用以外のその他の作用については、

生体内の現象と関連した状態で確認されたものではなく、人の健康に支障を及ぼすという事実も示されていない。」ことをもって電磁波の非熱作用を考慮せずに策定された電波防護指針の正当性は、現在では完全に崩れ去っているのである。

よって、電波防護指針は、そもそも控訴人らの立証に対する被控訴人の反証の材料とはなり得ないものなのである。

(3) 生体電磁環境研究推進委員会の報告書に信用性がないこと

ア、信用性がない推進委員会報告書

被控訴人は、電波防護指針値を下回っていれば安全であるとの根拠として、総務省及び生体電磁環境研究推進委員会の見解を上げ、その集大成とも言えるものが、平成19年4月27日付けの生体電磁環境研究推進委員会の報告書(乙52、以下「推進委員会報告書」という。)である。

しかし、推進委員会報告書は、そもそもその作成に関わったメンバーが偏っていること、及びその内容が中立公正なものではなく、偏った見解に基づくものであることから、全く信用性がないものである。

イ、報告書作成メンバーの不公正

推進委員会報告書作成に関わった委員35人の内、約半数にあたる17人の委員が、電磁波による健康被害が認められ、電波の規制が現在よりも厳しくなると困る立場にいる電波産業界関係者である(乙52・265、266頁)。

しかも、被控訴人の元従業員であり、後述のとおり現在でも被控訴人のために偏向し、かつ荒唐無稽な意見を出し続けている野島俊雄氏も委員の1人である(同266頁)。

したがって、推進委員会報告書は、決して中立的・客観的な報告書ではなく、いわば被控訴人側が作成したものに近いといえるであろう。

上記委員は、当然、電波利用の基準が現在のままでも安全だ、とい

う結論を出したいという、偏った意見を持った者たちであり、このような委員により作成された推進委員会報告書も、先に、現在の基準でも安全であるという結論ありきの報告書である。

ウ、安全だという研究のみを選別していること

(ア) 推進委員会報告書は、「研究結果のまとめ」の中で、「電波の健康影響に関して優先課題としてあげられた研究課題の検討結果では、いずれも悪影響の可能性は見出せなかった。」と結論付けている(乙52・209頁)。

しかし、これまで述べてきたように電磁波の健康影響の研究としては、日本を含めた世界各国で、疫学研究、動物実験、細胞実験、臨床試験等、様々な種類の研究で、電磁波の健康被害を認める結果が出ているものが多数存在している。

そうであるにもかかわらず、「悪影響の可能性は見出せなかった。」と結論付けていること自体、電磁波に関する研究を公正に判断しないことよりの表れである。

(イ) 特に強調したいのが、バイオイニシエイティブ報告書との完全な矛盾である。

前述のとおり各地で高く評価されている同報告書において、「世界のほとんど全ての国で、電磁波レベルを制限する現在の公衆安全基準が数千倍緩いのは明らかで、変更が必要だ。」(同5頁)「バイオイニシエイティブ・ワーキング・グループのメンバーの明確な意見の一致は、現在の公衆安全限度値はE L FとR Fのどちらも不十分だということだ。」(同7頁)と、現在の公衆安全基準が緩すぎることを指摘し、電磁波の熱作用のみを考慮して基準を策定するのは間違っており、非熱作用も考慮すべきであることを示している。

さらに、携帯電話基地局についても、「これらの被曝が一般の人々に影響を与えるパルス波のR Fについて、勧告される警告的な目標

レベルは、 $0.1 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ だ。屋外の累積的なRF被曝について、 $0.1 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ の予防的制限が採用されるべきだ。」(同25頁)としており、携帯電話基地局からの電磁波についても、基準を厳格にすることを求めている。

そして同報告書は、上記のように主張する根拠として、前述のとおり多数の科学的根拠を示している。

(ウ) このバイオイニシエイティブ報告書が作成されたのは、2007(平成19)年8月31日であり、推進委員会報告書が作成されたわずか4か月後である。そうであればバイオイニシエイティブ報告書で採用された多数の科学的根拠は、当然推進委員会においても検討可能だったはずである。

そして、バイオイニシエイティブ報告書では、これら多数の科学的根拠に基づいて、明確に「現在の公衆安全基準が数千倍緩い」と断言しているのである。それにもかかわらず、推進委員会報告書は、「現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波のばく露が、非熱作用を含めて健康に悪影響を及ぼすという証拠は認められない」などと結論付けている。もし、推進委員会がバイオイニシエイティブ報告書で検討された多数の科学的根拠を誠実に検討していれば、このような結論になるはずがない。

このことから、推進委員会報告書が、いかに世界の研究成果を公正に判断していないかが明らかとなっている。

エ、報告書の内容についての問題点

また、委員会報告書の内容だけ見ても、以下のとおり、電波防護指針値を下回っていれば安全であるという結論を出すために、論理的でなく不公正な内容になっている。

(ア) 例えば、同報告書には「聴神経鞘腫に関する(中略)携帯電話端

未使用による（中略）特に10年以上の長期使用者で発症リスクの増加を認めたとするスウェーデンからの報告は無視できない」（乙52・42頁）と記載されている。

また、本報告書の参考資料3・WHO「科学的に不確実な分野における公衆衛生政策のオプションを導くための枠組み」にも「過去10年間に、携帯電話の利用は劇的に増加した。つまり約10年以上ばく露されている人は、ほとんどいない。入手可能な証拠は、携帯電話の利用による重大な健康リスクが確認されていないという事を概ね再保証している。しかし、より多くの人々がより長期間それらを利用するまでは、論理的には重大な健康問題の可能性を排除できない」（同292頁）と記載されている。

このように「無視できない」研究報告が存在し、「重大な健康問題の可能性を排除できない」とも指摘されているにもかかわらず、本報告書の結論としては長期曝露による健康影響について否定的な記載のみを行い、電波防護指針が適正であるかのような結論を述べている。

(イ) また、委員会報告書は、前述REFLEXプロジェクトの発表について、「REFLEXプロジェクトで陽性効果として報告された、低出力（SARは1.3、1.6及び2.0W/kg）電波ばく露による細胞の小核頻度上昇に関して、予備な検証実験を行った。細胞は同系統のヒト白血病由来HL-60細胞を用いた。REFLEXとの周波数は異なり（REFLEX：1、800MHz、本研究：2、450MHz）、電波のSARでのみの比較実験であるが、本研究結果から、小核頻度の上昇は認められなかった」（同137頁）などとしている。

しかし、REFLEXプロジェクトは、「電磁波の生態影響研究は、これまで再現性の確保が難しいと指摘されて」おり、「その背

後に、必ずしも統一されて来なかった実験プロトコル、解析手法」があったことから、「これを改善するために、プロジェクト内で共通の曝露装置を用い、得られた結果をプロジェクト内の他の研究グループで追試を行えるようにした。」ものである(甲147・2頁)。REFLEXプロジェクトと異なる「予備な検証実験」で結果が再現されなかったとしても、REFLEXプロジェクトの発表内容の信頼性は全く揺らがないのである。

(ウ) さらに各国の電波防護規制に関しては、前述のとおり、スイスの 4.2 ないし $9.5 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 、ロシア、ポーランド、ブルガリア、イタリアの $10 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 、中国の $38 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ など、ICNIRPの基準よりも遥かに低い値により規制を行っている国が複数あり、それを推進委員会報告書の中に明記しているにもかかわらず(乙52・198ないし201頁)、「世界各国における電波防護規制は概ねICNIRPの指針値と同等の値を採用しており、大きな差がないことが確認できる。」(同194頁)などと結論付けている。

オ、推進委員会報告書自体今後の検討が必要としている

このように、推進委員会報告書は、電波利用の基準を現状のまま維持したい者たちによる不公正な内容のものとなっているのであるが、その推進委員会報告書ですら、今後の基準の変更の可能性を認めざるを得なかった。

すなわち、推進委員会報告書は、「本委員会で実施した研究を含め、その後の多くの新しい研究結果が得られている。これらの結果を踏まえて、防護指針に関する再検討が必要であるといわれている。」(同207頁)と述べた上で、研究成果についても「これらの研究で、電波による健康影響の可能性について、すべてが解明されたわけではない。

(中略) 諸外国の一部の研究には、さらなる研究の必要性を示唆しているものもある。的確な実験計画の下で、引き続き研究を継続するこ

とが必要である。」(同209頁)と述べており、現在の基準が絶対ではないことを認めている。

一方でこのように指摘していながら、他方で現在の基準が安全であると断言していること自体、この報告書の矛盾を表しているといえるが、この不公正な報告書ですら、世界の研究の流れが、現在の基準以下の電磁波による健康被害を認める方向に向いていることを認めざるを得なかった証であるといえる。

カ、推進委員会報告書のまとめ

以上のとおり、推進委員会報告書は、作成者が被控訴人側といえるものであり、その内容にも不合理な部分が多いので、作成者の証人尋問を経ない本件訴訟においては、到底証拠としての信用性を認められるものではない。当然のことであるが、控訴人らはこの信用性を明らかにするため、同委員会委員長上野照剛を証人として調べるよう証人申請したが御庁はあえて採用しなかった。万一御庁裁判所がこの文書を被控訴人主張を認める根拠資料とされるのであれば、当然控訴人らの上記主張立証を覆すにたりる「科学的根拠」にもとづいて、本文書の「科学的正当性」を判示しなければならないと考える。

(4) ICNIRPが時代遅れであること

ア、ICNIRPガイドラインは、1998年つまり10年前に策定されたものであり、当時においては、マイクロ波による慢性影響(非熱効果)について、全く解明が進んでいなかったため、当時科学的に確実と認められていた急性影響(特に熱作用)に関する研究報告において明らかにされた被曝強度に50倍の安全率を掛けて策定されたものにすぎない。

このことは、ICNIRPガイドライン自体がその解説(乙13・5頁)において、「がんリスクの増加等曝露の長期的影響の可能性について、疫学研究では、ガイドラインのレベルをかなり下回るレベル

の曝露と発がん作用の可能性との関連を示唆はするものの、・・・得られているデータは曝露制限設定の根拠とするには不十分である」と述べて、慢性影響に対する防護指針になっていないことを認めているところである。

イ、この ICNIRP ガイドラインについても、前述したバイオニシエタイプ報告書において問題が指摘されている（甲 159 の 2）。

これまでも指摘してきたが、バイオニシエタイプ報告書は、まず、「世界のほとんど全ての国で、電磁波レベルを制限する現在の公衆安全基準が数千倍緩いのは明らかで、変更が必要だ。」（同 5 頁）「バイオニシエタイプ・ワーキング・グループのメンバーの明確な意見の一致は、現在の公衆安全限度値は E L F と R F のどちらも不十分だということだ。」（同 7 頁）として、ICNIRP ガイドラインが基準として緩すぎることを指摘している。

そして、その根拠として「過去数十年間、加熱作用（または誘導電流）が全く発生しないはるかに弱いレベルの R F と E L F 被曝で、生物影響やなんらかの有害な健康影響が起きるという論理的な疑いを考えずに、限度値は設定されてきた。いくつかの影響は、加熱作用が不可能な現在の公衆安全限度値の数十万分の一で発生することが示された。」（同 7 頁）ことを挙げ、熱作用等の急性影響のみを考慮した ICNIRP ガイドラインが問題であることを指摘している。

さらにバイオニシエタイプ報告書は、「熱制限は時代おくれで生物学に基づいた被曝基準が必要だ」（同 8 頁）とまで述べている。

そして、「現在の ICNIRP 限度値は、時代遅れで間違った仮定に基づいている。これらの限度値は、もはや公衆衛生を守るとは言えず、置き換えられるべきだ。」（同 23 頁）として、ICNIRP ガイドラインが間違っていることを勧告している。

その上で、高周波については、前述のとおり $0.1 \mu W / c m^2$ とい

う、I C N I R Pガイドラインの1万分の1という低い基準を勧告しているのである（同25頁）。

ウ、実際に、ルクセンブルク、スイス、ロシア等、電磁波の規制としてI C N I R Pガイドラインより厳しい基準が増えている。

また、欧州議会は、2008年9月18日、携帯電話の厳しい安全基準を勧告することを522票対16票という圧倒的多数で採択した（甲213）。

これらのことから、I C N I R Pガイドラインがもはや基準とはなりえないことを示している。

エ、また、後に詳論するベルサイユ控訴審判決も、バイオイニシアティブ報告を引用して、このガイドラインが人を保護する基準としては認められないという判決を示している。

オ、したがって、I C N I R Pも電波防護指針と同じく、控訴人らが立証した電磁波の非熱効果による健康被害に対する反証とはなりえないのである。

(5) WHOは確定的な見解を出していないこと

ア、被控訴人は、WHOが携帯電話や基地局からの電波について、健康への悪影響が認められないことを明確に述べていると主張する。

しかし、WHOは、あくまでその時期までに、WHOが集めた証拠に基づく一定の見解を示しているにすぎない。

例えば、2006年5月に発表されたファクトシートNo. 304（乙41）にしても、あくまで「これまでに集められた研究結果を考慮すれば」という前提で、「基地局及び無線ネットワークからの弱いRF信号が健康悪影響を生じるという明白な科学的証拠はない。」としているにすぎない。「健康悪影響を生じるという明白な科学的証拠」がないとしているだけであり、「健康悪影響が生じないという明白な科学的証拠がある」と認めているわけではない。いわば、ルンバール

判決でいう「一点の疑義も許されない自然科学的証明」がなされたわけではない、というのがWHOの見解である。

イ、実際に、WHO自体が、さらなる研究の推進が必要であることを認めており（乙52・217頁）、上記ファクトシートにおいても、「WHOは依然として、携帯電話からのより高いRF曝露による何らかの健康影響面（＝が）あるかどうかを決定するための研究を推進している。」としている（乙41）。

WHOでは、現在も電磁波の健康影響についての検討が進められており、新たに高周波の環境保険基準を作成中で、2009年の発表が予想されている（甲206）。

そのようにWHOが現在でも検討を進め、新たに高周波の環境保険基準を作成中であることこそ、WHOが高周波による健康影響の危険性がないと考えているわけではないことの現れである。

なお、WHOが上記ファクトシートにおいて更なる研究を推進していることは、ベルサイユ控訴院判決においても判決理由として考慮されている。

ウ、そもそも、WHOの見解は、学術雑誌の査読を受けておらず、どの専門分野を有するどのような専門家がどの部分を責任もって作成したのか全く明らかではないし、検証不可能な内容をもとにしたものも少なくない。これら委員会や審議会のメンバーの利益相反のチェックも全くなされた形跡がない。したがって、科学的には控訴人らが提出したような研究結果を覆すに足りるものではない。

エ、よって、WHOの見解も、控訴人らの立証を覆すに足りる反証とはいえない。

(6) 野島意見が荒唐無稽であること

ア、原審で被告側証人として証言し、控訴審においても意見書（乙42）を提出している野島俊雄氏は、もともと被控訴人NTTドコモの従業員

員である。

そして、野島氏には科学の基礎的な知識も疫学の知識も欠落しており、その意見に信用性がないことは、既に述べたとおり原審における証人尋問において明らかとなっている。

イ、さらに、各分野の専門家の意見書や証人尋問からも、野島氏の意見に信用性がないことが明らかになっている。

まず、疫学の専門家である津田教授の平成17年8月7日付け意見書（甲128）においては、野島氏に対し、「完全に転倒した野島証人の考え方」、「環境曝露による人体への影響を考慮する際に最も基本的な知識が欠如している」、「野島証人の考えは間違っている」、「疫学理論や、交絡要因に関する理論を全く知らない」と述べた上で、「基本的な疫学知識を欠いている」ことによる野島氏の意見の誤りを具体的に指摘している。

さらに、御庁に係属している別件同種事件における津田教授の証人尋問においても、「野島先生の経歴から言って、ほとんど疫学のことも御存じないし、ヒトにおける発ガン分類の話なんかも御存じないし、それに関する研究をされたことも教育を受けたこともなさそうですので、御存じないんじゃないかな」（甲187の1・21項）「そういうことを言うこと自体がナンセンス」（同63項）と、野島証人に疫学知識が全く欠如していることを証言している。

ウ、また、理論物理学及び生物物理学の専門家である東北大学の本堂毅氏の大分地裁における別件同種事件の証言によれば、「自由エネルギーの概念を理解せずして、非熱作用というものが理解できないということも疑う余地のない」（甲150の2・171項）が、自由エネルギーという概念は「物理学のみの概念ではなくて、すべての科学の基礎になるべき、（中略）極めて基礎的な概念」（同172項）、「理系すべての学生にとって基礎となる概念」（同185項）である。

しかし、野島氏は、その極めて基礎的な概念である自由エネルギーという概念について、よく分からないと証言している（原審第12回野島証言57ないし61項）。このことについて、本堂氏は、理系すべての学生にとって基礎となる概念である自由エネルギーをよく分からない野島氏が、そのようなことすらよく分からない野島氏が生体電磁環境研究推進委員会のメンバーであることが「驚くべきこと」と証言し（甲150の2・186項）、野島氏の科学的知識の欠如について痛烈に批判している。

エ、このように、野島氏は、科学の基礎的な知識も、疫学の知識も欠如していることが明らかであるにもかかわらず、控訴審においても、海外の電磁波による健康被害を認めた研究結果に対して口先だけ、筆先だけの批判を行なう意見書を提出してきた（乙42）。

しかし、科学の基礎的な知識も、疫学の知識も欠如している野島氏の上記意見書に信用性は全くない。

仮に被控訴人が、野島氏の上記意見書に信用性があると主張しているのであれば、控訴審においても野島氏の証人尋問を申請すべきであるにもかかわらず、被控訴人はそれをしていない。そのことも野島氏の意見に信用性がないことの現れである。

(7) 反証が不十分であること

以上のとおり、被控訴人の反証は、どれも控訴人らの立証を覆すに至っていない。

(8) 小括

すでにくり返し指摘したとおり、原判決や大分地裁判決は、控訴人らが証明した「科学的根拠資料」を大体そのまま判示し、「他方」といつて被控訴人主張の「健康被害全てを否定する公的機関の見解等」を対置、いずれの主張も「さらに今後の研究の必要性を求めている」ので、「現段階では具体的正当性は認められない(高度の蓋然性は認められない)」

と結論したのである。

しかし、控訴人らが主張立証した「科学的研究成果」と、被控訴人が主張立証した「公的機関の見解」とでは、その「科学的正当性」においては、とうてい対置されるようなものではないことが明らかである。「公的機関の見解」なるものは、その非科学性が多くの科学者によって「時代おくれ」と評価されているものにすぎないのである。

原審裁判所、大分地裁は、この明白な事実を目をふさいでいるにすぎない。御庁裁判所は、被控訴人主張の「公的機関の見解」が限界つきでなされていることを事実と道理にもとづいて正しく判断すべきなのである。

11、健康被害は現実に生じている

(1) 控訴人らの立証した健康被害

以上のとおり、第一に携帯電話基地局周辺に現実に発生している被害、第二に電磁波過敏症の患者が現実に存しており、すでに公認している国もあること、第三に放送塔周辺に現実に発生している被害、第四に携帯電話の使用により現実に発生している被害（ガン及び他の被害）、第五に電磁波によって生じる細胞への影響、遺伝子への影響、生殖作用への影響などの動物実験、その作用のメカニズム、までも明らかにした。

すでに、科学的に根拠ある研究成果が疫学研究、動物実験、生物学的研究などが総合されて、矛盾のない一致した研究成果が集積されていることが明らかである。

控訴人が、人身被害の発生の蓋然性について、どの程度の立証を行うべきなのかについては、さらに次項で論じるが、本項において述べた結果だけでも、携帯電話基地局の電磁波によってすでに人身被害が発生しており、少なくとも発生の具体的恐れが存することは極めて明白であり、高度の蓋然性が認められると認定すべきであることこそが

条理であり、合理的判断だ、と考えられる。

被控訴人はそれに対し、科学的根拠に基づく反論、反証を行っていないのである。口先で科学的根拠のデータも示さずに否定しているにすぎないのである。

(2) 控訴人らの立証は疫学4条件を充足している。

ア、すでに本項冒頭において控訴人らは本件携帯基地局からの電磁波によって、控訴人らが健康被害を受ける具体的危険性の因果関係判断は、ルンバール際高裁判決に従うべきだと主張した。

また、ルンバール判決の具体的適用例として九州予防接種訴訟福岡高裁判決が示したいわゆる白木4原則を要件として充足することにより因果関係を認定すべきだ主張した。いわゆる、よみがえれ！有明訴訟佐賀地裁判決は、この白木4原則はいわゆる疫学4条件と同一趣旨だという判断を示した上で、それを充足すれば因果関係が存在すると認められるという考え方を肯定した。

イ、控訴人らが立証した証明資料は、その一つ一つの資料判断においても、この疫学4条件を4分証充足していることが明らかである。

すなわち、①その因子が発症する前に作用するものであること、の第一条件を満たすことは当然の前提資料である。②その因子の作用する程度が著しいほど、その疫病の罹患率が高まること（量反応関係、白木はこれを症状の折れまがりと説明している）。

第二条件もまた満たしている。野島証人が、疫学調査研究のうち、この条件を充足していないかのごとく指摘した論文についても、すでに論じたとおり実はその指摘が野島証人の疫学研究についての不勉強、知識の欠如による誤ったものであることが自明である。

③第三条件のその因子が除去されたり、それを持たない集団では、罹患率が少ないこと（消去の条件）の充足について、被控訴人は全面的に争っている。とりわけ、交絡因子の検討が充分でないという

指摘である。この第三条件は白木4原則の「他原因が存しないこと」と同趣旨である。この条件の立証責任について九州予防接種訴訟福岡高裁判決が示した判断をすでに指摘し主張した。すなわち、他の3要件の立証程度がより高度であるほどこの要件の立証の程度は軽減され、原因者側がより高度の反証責任を負う、という判断である。

もちろん、その判断以前の前提として、被控訴人主張の交らく因子の適切な排除は、そもそも疫学調査の大前提であり、当然に排除されているし、どうしても排除できない部分についても、一定の統計的計算処理を行うことにより、「誤差」として、あるいは「危険率」として、当然判断条件として考慮されているのである。

④の因子が作用するメカニズムを生物学的に際限なく説明できること（生物学的妥当性の条件）についても、十分に立証したことは明白である。

ガン、生殖機能、脳神経、遺伝子の変化などについて、その生物学的妥当性、発病のメカニズムについても十分な研究成果を示した。ウ、従って、健康被害発生の恐れなどではなく、現実には被害が発生している事実、因果関係が十分に認められる事実を主張立証したのである。

(3) 「公的見解」は絶対ではない

もちろん、被控訴人がべったりと寄りかかり、原審裁判所も何の科学的な内容を検討することもなく無条件で採用した「公的機関の見解」なるものも、現時点においては、とうてい科学的には認められるものではない事実も明らかにした。

私たちは、これまで数多くの裁判で争われた公害、薬害、労災職病などによる多量被害発生の事実を知っている。

その原因として、厳しく指摘されている事実は、これらの裁判で争われた被害の圧倒的大部分は、けっして国の基準、法の判断を逸脱し

た事件などではなかった。

その意味では、「自明の、一見明白な違法行為による被害発生」などではけっしてなかった、という事実である。

九州で発生した重大な被害である水俣病、カネミ油症、いずれもその典型である。水俣病は、原因企業チッソが、国の「基準」に違反した排水を流したために発生したのではけっしてない。

むしろ、当時の国の排水基準には無条件で適合していたし、さらに恐るべきことに、当時の国の上水道として使用してよい基準にまで適合していたのである。現時点で約4万人に近い被害者を発生させているチッソの排水は、当時の国の基準では上水道の水源としても使用可能な水質であったという事実を私たちはけっして忘れてはならないのである。もちろん、カネミ油症事件においても、原因物質 PCB は、国の基準では、何の規制も受けてはいなかった。すなわち、PCB を食品製造に使用したこと自体、何の国の基準違反行為ではなかったのである。その結果、生じた被害の重大さは恐るべきものがある。もちろん、原因物質として、ここ数年、事件発生以来約40年を経て、実はジベンゾフラン、コプラナーPCB など、ダイオキシン類による被害の人体実験であったという事実が、ようやく国によって認められている。

原判決や大分地裁のように「公的機関の見解」なるものを、無条件で正しいと本当に判断して良いのか、それは誤りであることは自明である。裁判所が、自分の眼で、自分自身の判断として、その正しさを検討すべきなのである。私たちは何度も何度も、何の反省もなく同じ誤りを繰り返してはならないという反省のうえにたって、健康被害発生の蓋然性判断を求めているのである。